

特例制度の合理的運用に向けて ～少量・低生産新規の全国数量上限の見直し～

2016年11月28日
一般社団法人
日本化学工業協会

➤ 我が国全体の化学物質の安全の確保において、

1) 少量・低生産に対し、適正な規制運用が必要ではないか

(費用発生、便益損失)

- ・ 国際的にも国全体での数量制限は日本だけで、産業競争力で不利 (後述)

特に中小企業。代替品やエネルギー等に資する素材開発にもハンディ。

2) 製造・輸入数量 (=暴露) の観点ではるかに影響が大きいと仮定される

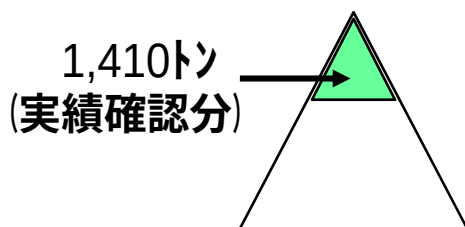
既存化学物質のリスク評価を重点的、優先的に進めることが重要では？

…人材等資源もそちらに重点。(国際的な流れ)

- 平成26年度 (2014) 実績として、
少量新規化学物質の数量は、
既存化学物質全体の約0.05%以下

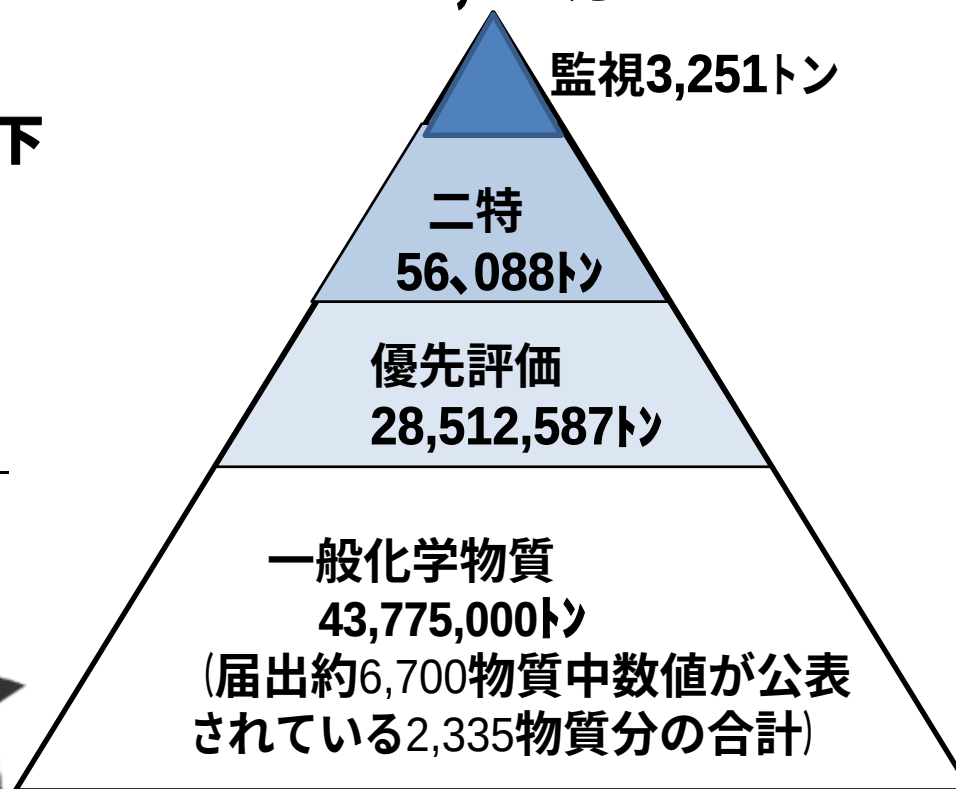
少量新規化学物質申出数量 (*2)

<3,6万トン (1t/件として)



既存化学物質届出数量 (*1)

>7,235万トン



*1: 化審法HP 化学物質の製造・輸入数量 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/volume_index.htm
*2: 化審法第3回施行状況検討会一配布資料 http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security/kashinhou/003_haifu.html

各国少量新規特例制度の比較

- 他国では、全て数量上限は個社単位で、国単位は日本のみ
- 各国とも現行制度で長年実績があり、特段、環境問題等不具合は発生していない
- 用途情報は製造・輸入者が把握し、届出

	米国	EU	中国	韓国	日本
事前届出	必要	不要	必要	必要	必要
上限	10t/社	1t/社	1t/社	1t/社	1t/国
数量調整	なし	なし	なし	なし	あり
試験データ	手持ち情報	なし	生態影響 分解、 急性毒性	手持ち情報	なし
用途情報	必要 (自由記載)	なし	必要 (自由記載)	必要 (用途分類)	必要 (自由記載)
使用者への 用途確認	不要	不要	不要	不要	不要